

保護者の皆様へ

令和元年10月1日から

幼児教育・保育の無償化がスタートします。

企業主導型保育施設を利用する子供

【対象者】

- 企業主導型保育施設を利用する**3歳から5歳までの子供**のうち、**保育の必要性のある子供**が無償化の対象です。
- 企業主導型保育施設を利用する**0歳から2歳までの子供**のうち、**住民税非課税世帯であって、保育の必要性のある子供**が無償化の対象です。
 - 保育の必要性のある子供とは、以下のとおりです。
 - ①「従業員枠」を利用している子供…全ての子供を保育の必要性のある子供とします。
 - ②「地域枠」を利用している子供 …市町村の保育認定(2号、3号)を取得している子供を保育の必要性のある子供とします。
 - 年齢は、学年(クラス)により判断します。
 - 住民税非課税世帯かどうかは、4月～8月までは前年度の住民税の課税状況により、9月～3月まではその年度の住民税の課税状況により判断します。
 - 食材料費、行事費などは、保護者様の負担になります。

【利用料】

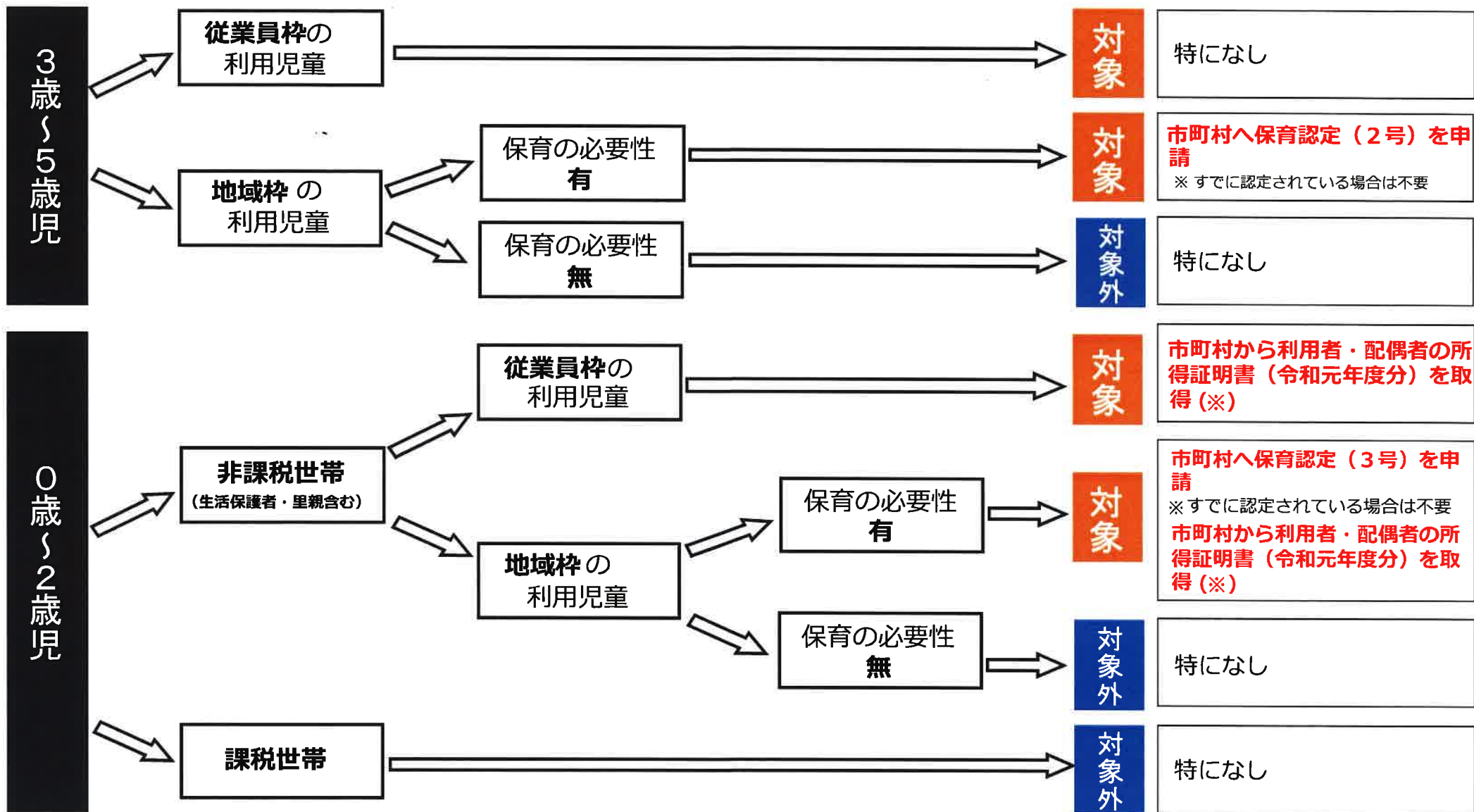
- 無償化の対象となる子供の利用料について、**標準的な利用料の金額が減額**されます。

※令和元年10月以降の標準的な利用料の金額

4歳以上児	3歳児	1、2歳児	0歳児
23,100円	26,600円	37,000円	37,100円

無償化の対象となる児童フローチャート

無償化に必要な手続き



（※）生活保護者・里親の場合は、所得証明書の代わりに、その状態にあることを証明できる書類を準備（保護証明書や、里親委託通知書など）